

フィリピンの人的財産担保法

丸山 貴之
Takayuki Maruyama

PROFILEはこちら

1 はじめに

フィリピンにおいて、共和国法11057号(Republic Act No. 11057)の人的財産担保法(Personal Property Security Act。以下「人的財産担保法」又は「法」といいます。)¹が2019年2月9日に、人的財産担保法施行規則(Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 11057(Personal Property Security Act)。以下「人的財産担保法施行規則」又は「規則」といいます。)²が2019年12月3日に、それぞれ施行されました。人的財産担保法は、国連国際商取引法委員会の2016年担保取引に関するUNCITRALモデル法(UNCITRAL Model Law on Secured Transactions (2016))をベースに制定されたものです³。

人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則は、動産、債権、有価証券、株式、知的財産権等を含むすべての有体・無体の人的財産⁴への担保設定、担保権の対抗要件や優先順位、担保実行の方法等について規定するものです。

人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則の施行前は、担保目的物の種類等によって、担保権の設定、対抗要件具備、実行の方法等が異なっていました。人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則により、人的財産について統一的な担保設定、対抗要件、実行方法等が定められま

した。

人的財産担保法の施行により、譲渡担保法(Chattel Mortgage Law)、民法(Civil Code of the Philippines)の担保権に関する規定、資産登記令(Property Registration Decree)の動産譲渡担保の登記に関する規定が廃止されています。

本稿では、人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則に定められる人的財産への担保権の設定、対抗要件、実行方法等について、ご説明いたします。

2 担保権の設定

担保権設定者は、自らの債務又は第三者の債務のために人的財産に担保権を設定することができます。

担保権は、担保契約(security agreement)により設定されます(法5条、規則3.01条)。担保契約は、書面によるものとされ、両当事者が署名し、担保目的物及び被担保債権を特定する必要があります(法6条、規則3.03条)。担保目的物の記載は、合理的に特定されていることが必要ですが、例えば、担保権設定者が保有するすべての人的財産、すべての在庫といった記載でも足りるものとされています(法7条、規則3.04条)。

1: 人的財産担保法の条文につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/08aug/20180817-RA-11057-RRD.pdf>

2: 人的財産担保法施行規則の条文につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/10oct/20191010-IRR-RA-11057-RRD.pdf>

3: 2020年9月現在、フィリピンを含め8か国において、担保取引に関するUNCITRALモデル法をベースにし、又はその影響を受けた法律が制定されています。
https://uncitral.un.org/en/texts/securityinterests/modellaw/secured_transactions/status

4: 人的財産には不動産は含まれません。また、人的財産担保法及び人的財産担保法施行規則の対象となる人的財産からは、航空機及び船舶は除外されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

将来取得する財産であっても、担保契約に担保目的物として記載することは可能です。もともと、担保権が効力を有することになるのは、担保権設定者が当該財産の所有権又は担保権を設定する権限を取得した後に限られます(法5条、規則3.05条)。

担保権は、当事者間で別段の合意がない限り、担保目的物が売却、リース、ライセンス、交換その他の処分がなされた場合でも、担保目的物上に存続します(法9条)。但し、通常の業務の過程で善意で動産を取得した者は、担保権の負担を免れることができます(法21条)。担保権は、担保契約にて、担保目的物である動産が製品に変わった場合には当該製品にも及ぶものと規定することができますが、その及ぶ範囲は製品になる前の当該動産の価値に限定されます(規則3.05条)。

担保目的物が売却された場合には、担保権は、特定可能又は追跡可能な売却代金にも及ぶものとされています。担保目的物の売却代金については、上記製品への担保権と異なり、担保契約に記載がなくとも担保権が及ぶこととなります。売却代金が預金口座に入金され、他の金銭と混合した場合、売却代金が特定不能であっても、追跡可能であれば、混合する直前の売却代金額の限度で担保権は及ぶこととなります。混合した後に、売却代金額よりも預金残高が少なくなった場合、担保権の及ぶ範囲は、混合時から売却代金に対する担保権主張時までの間における最も低い預金残高に限定されます(法8条、規則3.06条)。

3 対抗要件

担保権は、登記所における届出の登録、又は担保権者による担保目的物の占有により対抗要件が具備され、対抗要件具備により、第三者に対し効力を有するものとなります(法11条、12条、規則4.01条、4.02条)。もともと、対抗要件具備のための占有は担保権者又は担保権者のために行動する者によるものでなければならず、担保権設定者や債務者が担

保権者のために占有することにより対抗要件を具備することはできません(規則4.02条)。よって、日本法上の占有改定のような形で対抗要件を具備することはできないため、例えば、債務者の倉庫にある在庫を担保にとる場合には、債務者の倉庫に在庫を置いたままでは占有取得による対抗要件具備はできず、登録の方法により対抗要件を具備することになります。

担保目的物が売却された場合、担保権は、特定可能又は追跡可能な売却代金に及ぶのは上記2のとおりですが、被担保債権の不履行前に担保目的物が処分された場合、売却代金上の担保権については、追加の行為なしに対抗要件が維持されます(法14条、規則4.09条)。

フィリピン土地登記局(Land Registration Authority)は、2020年5月までに、人的財産の登記のために、中央集中型の全国的な電子登記簿を創設、管理するものとされています(規則5.01条)。しかしながら、コロナウイルス感染症拡大の影響によりフィリピンでは全国的なロックダウンが起こったため、かかる電子登記簿の創設は遅延し、2020年9月現在も電子登記簿への移行は完了していません。電子登記簿創設までの移行期間中は、譲渡担保法(Chattel Mortgage Law)に従い登記がなされることとなります。

4 担保権の優先順位

同一の担保目的物に対する担保設定は、担保権設定の先後ではなく、対抗要件具備の先後により優先順位が定まるのが原則です(法17条、規則6.01条)。ただし、担保目的物の種類によっては、対抗要件具備の先後とは異なる優先順位の定め方が法に規定されているものもあります(法18条～20条、23条、24条、規則6.02条～6.05条)。

担保権設定者が倒産した場合、倒産手続開始前に対抗要件を具備した担保権は、倒産手続において担保権として優先権を享受することができます(法22条、規則6.04条)。

5 担保権の実行

担保権は、法的手続により実行することも、法的手続によらずに実行することも可能です(規則7.01条)。法的手続によらない場合には、担保目的物の私的売却や、担保目的物の取得といった方法による担保実行が可能です。

(1) 担保目的物の占有取得

担保権者が目的物を占有していない場合、債務者に被担保債権の不履行があると、担保権者は、担保契約に定めがあれば、法的手続を要することなく、平穩を害しない方法により、担保目的物の占有を取得することができますものとされています(法47条、規則7.02条)。担保権設定者の私的な居住地に許可なく立ち入る場合、物理的な暴力や脅迫を用いる場合、占有取得又は担保権設定者との対面の際に法執行官を同行する場合には、平穩を害するものとされています(規則7.02条)。

また、被担保債権の不履行後、担保権者は、法的手続によらずに平穩を害しない方法で占有を取得することができない場合、裁判所に対して、不履行事由を特定したうえで占有取得を求める申立てをすることができ、裁判所は、不履行事由の発生及び担保権者の占有取得権限が認められる場合、担保権者の占有取得を命ずることになります(法47条、規則7.03条)。

(2) 先順位担保権者による実行手続の承継

後順位担保権者が担保権実行を開始した場合、先順位担保権者は当該実行手続を承継することができます(法46条、規則7.04条)。

(3) 債権を担保目的物とする場合の当該債権の回収

担保権設定者が第三債務者に対して有する債権が担保目的物の場合、被担保債権の不履行後、担保権者は、法的手続によることなく、第三債務者に対し担保目的たる債権の支

払いを担保権者に行うように指示し、支払受領分から回収のための合理的費用を控除した額を被担保債権の満足に充てることができます(法48条、規則7.05条)。

(4) 担保目的物の処分

被担保債権の不履行後、担保権者は、担保権設定者、他の担保権者等の利害関係人に対して事前の通知をしたうえで、担保目的物を、その現状にて、競売又は私的売却により処分することができます(法49条、51条、規則7.06条、7.08条)。

担保目的物の処分は商業上合理的な方法によらなければならないが、当該種類の資産を取引する者の間における商慣習に合致する方法により処分する場合には、商業上合理的な方法による処分とみなされ、単に異なる時期、異なる方法による処分であればより高い価格で処分できたはずというのみでは、商業上不合理とされるものではありません(法50条、規則7.07条)。

処分代金は、処分のための合理的な費用(合理的な弁護士費用を含みます。)及び被担保債権の弁済に充てられます。また、余剰があれば後順位担保権者の被担保債権の弁済に充てられ、なお余剰が生じた場合には担保権設定者に返還されます(法52条、規則7.11条)。

(5) 担保目的物の取得

被担保債権の不履行後、担保権者は、被担保債権の全部又は一部の満足のために担保目的物を取得することを、債務者及び担保権設定者に対し提案することができます。かかる提案を行う場合には、債務者・担保権設定者、他の担保権者、その他担保目的物につき利害関係を有する者に対し、通知を行うことが必要とされています。

被担保債権の全部の満足のための担保目的物の取得の場合には、通知から20日以内に提案を受ける権限を有する者から異議がないことにより取得が認められます。他方、被担保

債権の一部の満足のための担保目的物の取得の場合には、通知から20日以内に通知の名宛人すべてから同意を得なければ、担保目的物の取得は認められません(法54条、規則7.13条)。

(6) 担保目的物の受戻し

担保目的物の処分につき通知を受ける権利を有する者(上記(5)参照。)は、被担保債権全額(担保権実行に要する合理的な費用を含みます。)を弁済することにより、担保目的物を受け戻すことができます(法45条、規則7.10条)。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)